

人権教育だより

考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心

市川市立第三中学校

令和元年5月28日発行

(第2号)

人権意識を持って

インターネットを利用しよう

「相手のことを考えよう！」

インターネットの利用には、ルールとマナーがあります

ネットいじめは「最大の人権侵害」

現代社会は「ネット社会」と呼ばれ、パソコンだけではなくスマートフォンやタブレット端末などで、いつでもどこでもインターネットに接続できるようになっています。また、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や動画投稿サイト、動画共有サイト等のソーシャルメディアの利用者も急増しています。

しかし、このような機器の利便性や、情報が瞬時かつ広範に伝わるといったメディアの特性、情報配信の容易さ、匿名性などから、インターネット上でのプライバシーの侵害や名誉毀損等の人権侵害が頻繁に発生し、社会的に大きな影響を及ぼしています。

プライバシーの侵害としては、掲示板等への個人情報の無断公開、コンピューターウイルスや不正アクセスなどによる個人情報の取得（個人が特定）、スマートフォンなどを介した不正なアプリケーションによる情報流出といった悪質な事件が多発しています。

また、特定個人を対象とした誹謗・中傷や差別的な表現の書き込み、保護者や教員の知らない非公式サイトでの子ども同士のいじめ等の他、未成年者がインターネットを通じた誘いにより性的被害や暴力行為に遭うなど犯罪行為も発生しています。

さらに、インターネットを利用したセクシュアル・ハラスメント等のハラスメントやパワー・ハラスメント等のハラスメント、外国人や障がい者などに関する差別的な書き込みなども深刻な問題となっています。

相手への配慮とセキュリティ対策 必ず「フィルタリング」

人権を侵害するような書き込みに対しては、プロバイダ責任制限法に基づき、被害者がプロバイダ等に対してインターネット上の書き込み削除や書き込みをした者の情報開示を求めることができます。

一方で、最近では、他人になりすましたり、プロバイダを特定できない形で書き込んだりするなど、手段が悪質かつ巧妙化しています。

私たちは、どんな場合でも、情報の収集や利用に当たっては、利便性を享受するだけでなく、他者の人権の配慮に心がけるとともに、適切な情報セキュリティ対策をとることが大切です。子どもが使うスマートフォン等は、必ずフィルタリングをかけましょう。

「ネット犯罪」について考えよう。

Q. インターネットのトラブルには、どんなものがあるのですか？

A. 悪口やいやがらせの書き込み、写真の投稿、個人情報漏れる、迷惑メールやデマ情報、出会い系サイト、うその広告や情報、著作権の侵害など。

Q. どうしたら防げるの？

A. 自分の本名や性別、住所、電話番号などの個人情報を教えない。
メールを書き込むときは、「相手を傷つけないか」相手の立場に立って書く。
重要な連絡やお金を送るときは、必ず親に相談してからにする。

Q. トラブルが起こったらどうすればいいですか？

A・インターネットに関する不安やトラブルが発生したときは、すぐに、親や先生に相談するようにしましょう。
※いつ、どんな書き込みがあったのか、しっかりメモして、内容もしっかり保存しておきましょう。

Q. どのように、ネットを使ったらいいのですか？

A・情報モラルを守り、ネットを正しく使うことが大切です。

自分の人権と同じく 他の人の人権を尊重する社会へ

修学旅行や校外学習、体育祭などの行事、学級活動などみんなで活動する機会が多いなか、自分の人権と同じく、他の人の人権を尊重していますか？

社会のなかでは、大勢の意見が尊重されますが、少数の意見も尊重されなければなりません。 私たちが、社会生活のなかで「人権」を意識し、人権尊重の理念を、自分だけの人権だけではなく、他の人の人権についても正しく理解し、人権を相互に尊重し合うことが大切です。

「夜間に静かにすること」「受動喫煙禁止」「ポイ捨て禁止」「アイドリングストップ」などの迷惑行為は、「公共の福祉」の観点で「人権が制限される」こともあります。

また、人権尊重の考え方は、教師と生徒、親と子、女性と男性、日本人と外国人など、立場の違いを超えて、人権を相互に尊重し合うことが大切です。